

昭和 53 年度

文化財調査報告書

第 9 集

前橋市教育委員会

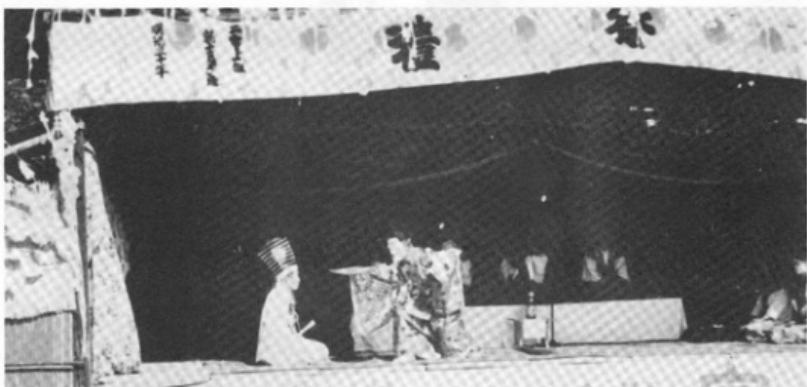


(赤城塔 二宮赤城神社境内)

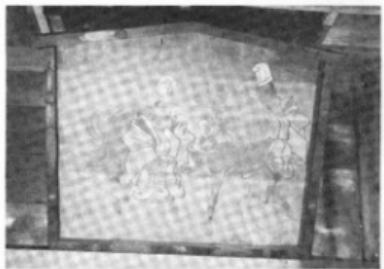
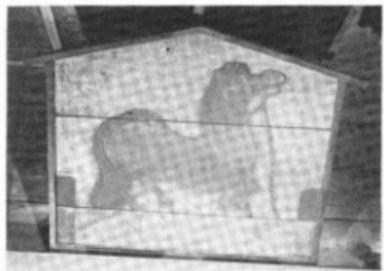
二宮赤城神社関係写真



納曾利面（銘、享徳二季発西）



式三番叟（上）、同使用翁面（下）



二宮赤城神社絵馬



二宮赤城神社梵鐘



慈照院千手觀音座像

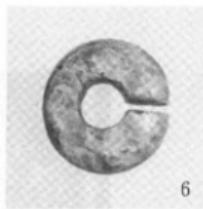


無量壽寺地藏菩薩立像



無量壽寺十一面觀音立像

発掘調査関係写真



5

6

7

芳賀東部団地遺跡

1. 縄文時代住居跡
2. 土師器使用住居跡
3. 掘立柱建築遺構
4. 居館跡の溝
5. 獣面握手
6. 瓢状耳飾
7. 磨製石斧



山王庵寺跡第五次
掘立柱建築遺構

は
じ
め
に

本年度の文化財保護行政をよりかえってみますと、城南地区が脚光を浴びた感がいたします。文化財調査委員の先生による二宮赤城神社を中心とする総合調査をはじめとして、文化財展、史跡めぐりがこれに添って進められました。昭和五十一年からはじめられた、前二子古墳・後二子古墳・中二子古墳の土地公有化も関係者のご理解とご協力をいただき、ほぼ予定どおり完了いたしました。昨年、城南地区高齢者教室により、城南の民具展が開催されました。今年はこれが主題的にしかも地域ぐるみで開催されたことは誠に喜ばしいことであり、関係者の努力に対し深く感謝をいたしております。この民具展を見ると一時期前の生活の様相を思いうかべができるとともに、これらの道具を作り出した人々の生活の知恵をさまざまと知られる思いがいたします。民具展とともに民具を作る実演がなされ、これを若い世代へ伝えるために子ども育成会も後援したことは漸く文化財に対する理解が地についてきた感がいたします。

すでにご承知の通り前橋の地は古代から現代にいたるまで、優れた歴史をもち、文化財の宝庫とされています。このことは私ども市民にとって大きな誇りであります。しかし、これを單なる誇りとしてとどめることなく、生活のなかに生かしてゆきたいと考えております。この一助として、教育委員会では文化財の基礎的な調査を実施し、新しい価値の発見に努め、関係者のご協力を得て、史跡等の管理・清掃に当り、標識・説明板の設置等を進めています。

本年度総合調査の実施をみた二宮赤城神社は古代上野國二宮として、上毛野氏を中心とした信仰をあつめました。この信仰の起源は自然神を祀ったとされておりますが、そこに当時の人々の自然と人間との調和の姿をみる思いがいたします。神社はその後、いく多の盛衰を経て今日にいたつておりますが、「絵馬」・「梵鐘」・「式三番叟」等貴重な指定文化財があります。今回は調査員の先生方に主として古文書・付器類の調査を実施していただきました。

二宮赤城神社総合調査と昭和五十二年度に実施した妙安寺総合調査並びに埋蔵文化財発掘調査として芳賀東部団地遺跡・山下磨寺跡の調査結果の概要をここに集録いたしました。改めて関係者各位のご協力・ご援助に対し、お礼を申し上げます。また、この報告書が基礎資料の一部として皆様に活用いただければ幸と存じます。

昭和五十四年三月十二日

前橋市教育委員会

教育長 金 博 之

目 次

はじめに..... 教育長 金井 博之

一、二宮赤城神社関係調査報告.....

一一二宮赤城神社所藏古文書.....

一、妙安寺総合調査報告(1).....

妙安寺所藏古文書

三、昭和五十三年度埋蔵文化財発掘調査概報.....

1 芳賀東部田地遺跡

2 山王磨寺跡第五次調査

四、二宮赤城神社関係調査日録.....

一、二宮赤城神社関係調査報告

一宮赤城神社は前橋市域の東部、赤城山南麓の一之宮町八八六に所在する。周囲は大室の三古墳をはじめ、多くの古墳が群在し、上野國の名族上毛野氏の本拠地と推定されている。赤城神社と呼ばれる神社は県内に約八〇社あり、これらは赤城山南面に多く分布している。赤城神社の研究は赤城山麓一帯の人々の歴史・文化・信仰はもちろん、広い歴史研究上欠かせないものと考えられている。このため、すでに故尾崎喜左雄博士、故今井善一郎氏等の研究があり、一宮赤城神社は赤城神社の中心的存在とされている。

二宮赤城神社関係の現存資料を調査しておくことは、基礎資料を整理しておく意味でも重要である。このため前橋市では二宮赤城神社・慈照院・無量寿寺等関係者の協力を得て、前橋市文化財保護条例に基づき、文化財調査委員による調査を実施した。所蔵文化財の悉く調査を目的としたが、期日等の関係で果せなかつた点もある。これらは後日再調査を実施したいと考えであり、特に二宮赤城神社の境内地に関する史跡調査等は可能なかぎり早期に実施したい。

調査期日 昭和五十三年九月三〇日・十月一日

調査の対象 一宮赤城神社(氏子代表内田甚一)所蔵文化財

慈照院(住職村中祐生)所蔵文化財

無量寿寺(住職佐竹景皓)所蔵の仏像

調査者 前橋市文化財調査委員

中沢右吉

松島栄治

丸山知良

山田武麿

調査の方法 一宮赤城神社は、坪殿と宝物殿の古文書・宝物類のす

べてに整理番号をつけ、カードを探り、目録を作ると共

に写真撮影を行ない記録化を図った。慈照院・無量寿寺では、整理番号をつけることを除き、他は一宮赤城神社と同じ方法をとった。

1 二宮赤城神社所蔵古文書

(1) 赤城二宮大明神并びに別当玉藏院起立書

赤城二宮大明神起立書

一上野国勢多郡二宮村正一位二宮大明神トは

人王十二代景行天皇御宇日本武尊東夷征討

之時二夜御退留御座此處を社と奉崇

人王廿代允恭天王御宇有勅宣大國玉尊を

當社之神体奉祀

大國玉尊多名有第一八千戈神と申神代古

今至迄軍神擁護之神奉祀第二國造

本勅五穀成就之守護神奉崇神号を

大己貴尊申時は医道耕作之守護神

奉祀之外大國主尊等都合七名と神道

奉祀家現來詔

一右之神跡を同國同郡赤城山麓三夜村江

三夜御退留御座之地

牛込忠左衛門殿御先祖御勅請被成由因承

牛込赤城明神之根元御座尤牛込赤城明神は

一源賴朝公天下静謐之依御願地方百石

御寄付社堂御造営被成永禄年中

國亂之節焼失仕由相伝

一同國大胡城主大胡常陸介殿元龟二年

八月現木七石武斗式合御寄付被成下是古御代々之御領主被下置

四石三斗七升五合 別当
七石武斗或合内 四石八斗二升七合 神主 玉藏院

御長久戰場御靈利之御祈願戰河守殿

六谷田叢枝

一牧野駿河守殿大橋御城主之節慶長十九年

御當家様大坂被遊御出陣之時 御武運

御長久戰場御靈利之御祈願戰河守殿

被仰付之因茲於神前 別當神主等

奉抽誠精ハシナガ 駿河守殿御船陣已後金地

翼馬之大駿馬タマ 被遊御神納今ハシナガ 神前

奉懸置ハシナガ 伊尚本社御道宮被成下ハシナガ 棚札

今以之候

別當は不動五大尊ハシナガ 大般若經ハシナガ 御寄進

神主ハシナガ は唐絵之大紋被下ハシナガ 于今所持仕ハシナガ

一往古ハシナガ 之明神宝物五種

第一雅波羅玉ハシナガ 历代等不分明

第三弘含利ハシナガ 王代一覽ハシナガ 云

第四碑礎珠數ハシナガ 弘法大師奉納

第五大長刀ハシナガ 伝記不分明

此外古米之物有之

右寶物御代々之御領主社參之節入御覽來ハシナガ

依之當秋御代官前次藤十郎殿御檢見廻村之

節開帳仕入御覽之御領主之外一向開帳不仕ハシナガ

玉宝有之ハシナガ 故別當院号玉藏院と申ゆ由云伝

一神主武人

六谷田激岐

田所石見

吉沢加賀

長井落佐近

一神事之義毎年三月十一月十日遣天子本を以

懸氣邪神退治之秘伝又四月十二月辰日

御旅と中御常御鋒を三夜汎之社迄差登

天卜安全五穀成就奉ハシナガ 漢波相動ハシナガ

是則神主

一祭礼年。両度二月十二日八月十五日

別當玉藏院起立書

一上州勢多郡大胡河原浜村二宮山神宮寺玉藏院は

真言宗常法談處。御座ハシナガ 木根本二宮村有之

往古ハシナガ 一宮明神別當職相勸本尊千手觀世音は

本地仏。御座ハシナガ 之間基年代不分明

一中興法流開祖円善上人弘安二年七月十五日

入寂是ハシナガ 代廿六年凡ハシナガ 四百三十余年也

本地仏。御座ハシナガ 之間基年代不分明

一従往古明神別當本尊觀世音は本地仏。御座ハシナガ

之故任旧例長田之本地供月並之護摩供

修行之仕用家安穩別當。御當家様御武運

御長久之御祈願奉抽誠精ハシナガ

并。社職祭礼如古例相勸中办

一天正五ハシナガ 年牧野駿河守殿御祈願寺。被

仰付則玉藏院第十宿源代大胡城内ハシナガ

引寺。相成申ハシナガ 二宮村。古寺跡三反歩余

御除地于今玉藏院所持。御座ハシナガ

一元和二ハシナガ 年駿河守殿越後ハシナガ 御國皆玉藏院

第十三世圓祐代此年ハシナガ 大胡亡所。成同國前橋

御城主酒井雅楽頭殿御預城。相成申ハシナガ 当時

城跡。玉藏院ハシナガ 龍在諸堂御修復被成下ハシナガ

八十ハシナガ 年也已前元禄年中又十九年已前寛延二年

右商度玉藏院燒失仕レ

一寛延二〇年雅葉頭殿御四替當松平千太郎殿

御領分レ去亥年迄御供米被下置レ

一玉藏院之義談林之義大胡レ引子已後法談忽会

下等分限御定被仰付レ由会下寺院申伝。御座レ

会下は勢多郡東西七里余南北六里程寺院百余。

寺夏冬兩季玉藏院レ集会仕学柔執行仕レ

被下置レ右之御祈レ無以無可抽丹

老衆レ被上山小山被仰聞レ古例之通。社科

被下置レ右之御祈レ無以無可抽丹

右明神レ別當起立書相達無御座レ上

上州勢多郡大胡河原浜村

明和五年十二月

玉藏院⑩

寺社

御奉行所
御役人衆中

(整理番号 七四)

赤城二宮神社と別當寺玉藏院の由緒を述べたものである。御神体・

社領・行事などのほか、五種の神宝（稚波羅玉・龍王の面・仏舍利・碑
礎珠数・大兵刀）のことがみえる。

(2) 奉願上レい事

上野國西上州一宮東上州二宮右衛門殿

國相鎮守レ一宮御公義様御建立地

一宮レ御地頭様御造立成レ被下置レ并

社科拾石從先々被も從前之御書送レを以古例之御膳供

天下泰平レ御地頭様御武運御長久

御領分五穀能成之御祈禱抽丹誠レ

此度之御國善レ寺社御奉行本多

所左衛門殿大野九左衛門殿レ御書送レ之願書差

上レ申所無相違御取上レ御月番之御家

老衆レ被上山小山被仰聞レ古例之通。社科

被下置レ右之御祈レ無以無可抽丹

誠レ御當家様為御繁榮御被恩召被為

遊月並之御穀料右之通。御密付レ

被為遊被下置レ難有奉存レ以上

一二宮神主

六谷田但馬守⑪

□神主願之通レ相達無御座レ

同村名主⑫

組頭甚五右衛門

同佐九右衛門

同源之

同佐右衛門

(整理番号 七五)

字宮本

八幡社境内

更正反別三畝毫步

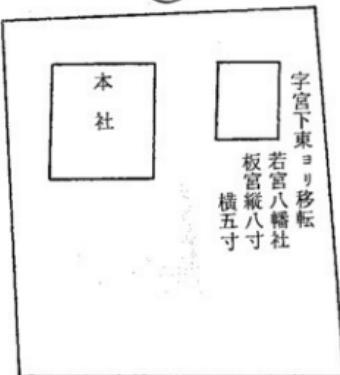
字宮下東ヨリ移転

若宮八幡社

板宮縱八寸

横五寸

(北)



但レ地図二分ヲ以一間ニス

(表紙)

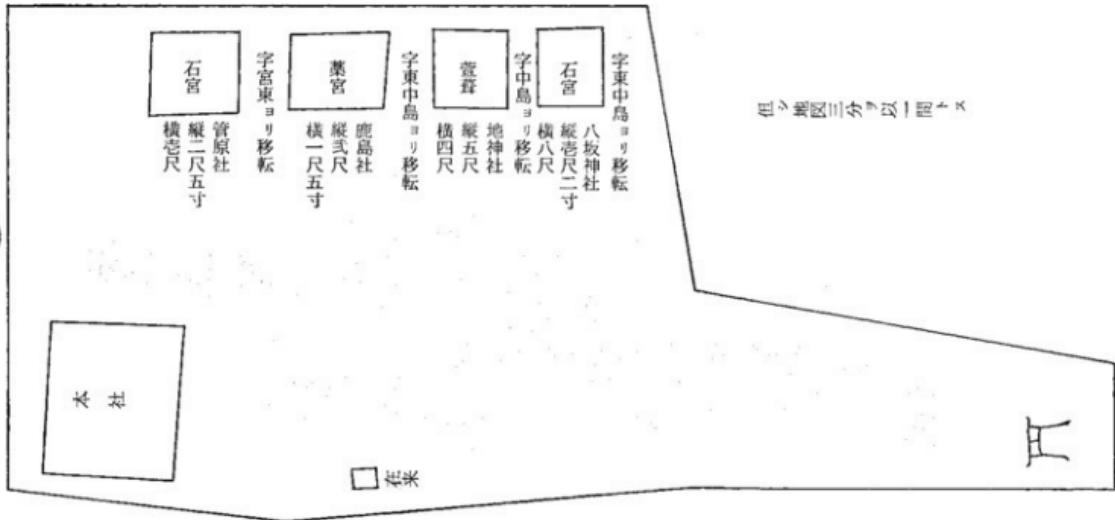
明治十年八月三日大湖町医学校所ニ官員派出所先ア取消
添上御用弁清。依・控書取置也。

神社移転地圖書上連核

第八大区五小区

勝多町一丁當村

北

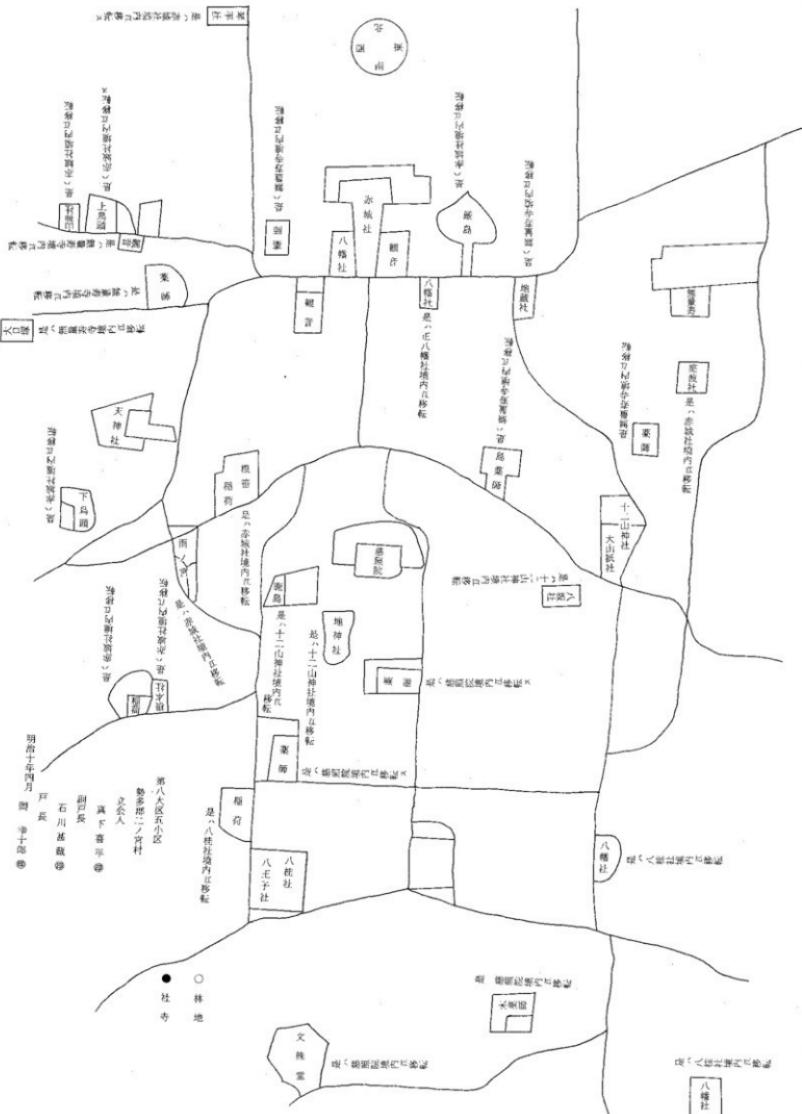


宇十一天

十一山神社境内

更正反別五嶺廿八奉

但シ 地図三分ノ以一間トス



字八王子

八柱神社境内

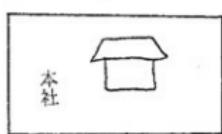
更正反別五疎七步

北

在来



字前原ヨリ移帳
字白井ヨリ移帳
字白王寺ヨリ移帳
字八幡社ヨリ移帳
字前原ヨリ移帳
字白井ヨリ移帳
字白王寺ヨリ移帳



本社

在来



在来



前案之遷移転候是相違無御座候以上
明治十年八月三日

右記
三長
同

孝十郎
印

但々地圖二十分之一程

(4) 二宮神社三夜沢迄御幸につき請書

奉差上口上書

一奉仕赤城二宮太神宮大祭三月後午日四月初辰口

十一月後午日十二月初辰口三夜沢村赤城山迄御幸

被為在い第東西兩宮共御遷幸之古例御座け処

正徳之此嗣之中争出来當時西宮袁斗行幸

有之い様相成ひ段東宮神主奈良原出雲義神廳

之程恐入兼々心痛仕レ旨今度當社神階

勅許之上往古之通東西兩社同様御幸被為在い

様私共御下知之義奉願上い段被仰渡ひ趣奉畏い

猶姫田之上東西神主中談し其上領主役場

一同届出古格之通大祭執行可仕レ仍御請書

奉差上口以上

上州勢多郡二宮村

正一位赤城二宮太神宮大宮司

六尋太讚岐守

御本所

右拾五社赤城二宮大明神
為末社之間遷宮為應神事等
有來之通執行可有之い也

(整理番号 八六〇)

鉢鹿氣後守

六月 定(花押)

鉢鹿常陸介

光(花押)

鉢鹿十佐守

隆(花押)

上野國勢多郡二宮村

赤城二宮大明神末社

同村鎮座

雨宮

弁財天社

八幡宮

稻荷社

鹿島社

鳥頭明神

天神社

文祖天神社

宇佐八幡宮社

稻荷社

天王社

聖天社

右拾五社赤城二宮大明神

若宮社

鉢鹿氣後守

為末社之間遷宮為應神事等

有來之通執行可有之い也

(整理番号 九四)

同村鎮原の末社一五社を書き上げ、今までどおりこれらの神事を行なうように吉田家々老が指示したものである。

二、妙安寺総合調査報告(二)

妙安寺所蔵古文書

(1) 筆録

一 成然上人總州三村。一寺ヲ草創シタマヒテ

祖師御付属御真筆ノ 弥陀如来ノ

尊像ヲ弘法院ヲ建立シタマヒテ 本尊ニ

奉安置 祖師聖人御付屬御自作ノ

御寿像御影堂建立在テ安置シタマツ

ルナリ御長・御頭上マテカ子サシ一尺七寸ノ像ナリ

一 成然上人ヨリ四世成海御房マテ無本守ノト

コロ 覚如上人三村ヘ御入ノ節奉是依御末寺ニ

属ス 覚如上人御満悦マシク テ当寺山号ヲ

一 谷山トナツケタマヒ則真筆ニテ額ヲナサレ

成海御房ヘクタサル

一 成然上人ヨリ荷徳院成空法印マテ十五世

三村ニ居住然ニ天正十八年酒井河内守殿

三州西尾ヨリ武州河越へ所替コレアリ

河内守殿御母公淨土真言タルニヨリテ

木像御真影供仰ニテ三村へ參詣コレアリ

河内守殿ニモ格別由緒ノ古跡ト御信仰

アリテ荷徳院ヲ川越へ招請在テ同年

当寺ヲ三村ヨリ川越へ被為移仍テ

木像御真影其外宝物不残守中川越

移住ス尤太子御自作御影ハ三村ニ有縁ノ

尊像ニ三村太子毫ニ如右安置ス
弥陀堂ハ取壇御影堂(木仏ノ本尊奉安置
右三村ハ当寺ノ掛所トス於川越河内守殿
御母公當寺ノ門徒ト成玉ノ家中一宗ノ
而々ハ不殘寺ノ門徒トナル三村ニラヒテ

当寺近來勝手不如恩ノ所河内守殿

請侍ニヨリテ繁榮ス右三村掛所ハ成空

法印ノ弟子德念トイヘル僧ヲ留主居ニ

安置其後祖師聖人一番形ノ御影

教如上人ヨリ頂戴シテ右掛所ニ安置ス

一 当寺地内坊主 木像様ヘ御番中ニ付

教如上人以思召地内僧不残永々威儀

被成 御免ハ

一 梅林様(河内守殿御取持ニテ荷徳院

大僧都御出入被中宿御機縫度々

御日見(被)仰付御紋付御召御服

其外敷品拝領

一 教如上人太閤ノ依仰被成御懸居ハ段

荷徳院ニモ御筋日ヲ存殊ノ外口惜被

存夫ヨリ 深如上人ヘ不罷出 教如上人ヘ

奉帰依テ 御懸宅ヘ斗廻御機縫也

教如上人荷徳院ヲ御居間へ被召御直

御密談ノ趣ハ我等内府殿外ノ外

御不便ニ被思召御取立可給由被仰ハ就其

其方安置 祖師御真像我等所望ハ

密々事ニ併兼テ其方ハ被禮想志ハニヘ内々

契約申置ハ此義類入ト御意見有之ニ荷徳院

被申上ハ兼々御残念ニ被為

思召ハ所惑

御本望ノ御事拙僧共乍恐幸悦
木像様ノ御事ハ委細承知仕ひ然成上人
以来御給仕中上身命ニモ難易大切ノ
御影ノ御事ニシヘトモ今度ハ雖有御飯
ニシテ御居依申上ル捕等乍恐本望ノ
至差上可申ハ甲上レニヘ 教如様殊ノ外
御満悦ニテ其方心底ノ程哉ニ不淺難有
此上費重ニモ領入ハ其守ノ事ハ子々孫々
マテ相続相成ニ様ニ可取斗御意有之体
搜々雖有御事ト荷院一生不絶被悦
一慶長三年 木像御影様准如上人ヨリ
御所架ノ段御意ノ旨武州江戸麻布善福寺
ハ兼テ荷院ト懇意ユヘ以書翰使僧ニテ
被申越荷院差上申義相成聞敷由之及
返答ニ付其後亦准如様ヨリ御使者
ヲ以テ御所望ユヘ荷院ニモ迷惑ニ被存
右迷惑ノ段 権現様ヘ御内々被及言上レ
所本寺ノ仰タリトモ弥承引有之間敷旨
被仰出仍テ其旨 准如上人ヘ申上レニハ其後
不被仰下レ

一慶長五年二月 蓮如上人御筆ノ
祖師聖人等身御影 教如上人被
成御裏御使者ヲ以テ川越へ被送下
御使者三浦宇右衛門和井豊右衛門
木像御影様可被差上ニ付神妙ニ被
思召為御替御大切ノ 等身御影様
先達テ被遣 御意ノ趣書翰ヲ以テ被申越
モ 御意ノ趣書翰ヲ以テ被申越

一慶長六年酒井河内守殿武州川越ヨリ
上州駿橋ヘ所替有之仍テ当寺ヲ駿橋ヘ
被為移 木像御影様其外室物
不残幸移尤川越ニハ十二ヶ年ノ居住
ヨリテ川越ノ寺地ハ引払
一権現様 御本山御取立ニ付當寺安殿ノ
祖師聖人木像御影 教如上人御所望ノ
所可被差上旨 権現様御普悦被 思召
ヨリ早速可被差進旨 上意上使本多
藤左衛門殿慶長七年三月十九日当寺ヘ
来臨御教付紫地御幕ニ張大判金
三十枚頂戴自今御教被下置ハ勝手
依用可有之旨右ノ趣依 上意本多
佐渡守殿以御奉書被仰 越ニシテ左衛門殿
荷院ヘ右 上意之趣被申渡御奉書
被相渡か当寺ニ一宿翌日発遣上使逗
留中酒井河内守殿被成鑾心ハ家中
大機伝市郎兒島源太郎承之家老
本多刑部左衛門被相詰足ハ当寺門徒ニ
内外取持被申レ右伝一部そ当院ノ門徒
ナレトモ是ハ河内守殿承仰被相詰ハ
一慶長七年十一月十五日 木像御影様
成空法印守被申賤稱亮駕出立ノ朝
御暇乞ノ勤行正信偈讚茲陀成仏
ノコノカタハ三足勤行終テ仮御房子ヘ
奉移十字間ヘ奉贋但シ御道中御厨子了
ユヘ竹ニテ網代ニアリ子鞋ニ捨ヒナリ
御跡ノ宮殿ヘ川越ニテ拜顎ノ

等身御影奉掛阿弥陀經頌念佛

向文河内守殿御母公參詣有之本多

刑部左衛門其外門徒中不殘害改護リマテ

奉送東山供加藤齊宮本覚坊正林坊

行信其外道勢三十人程翌年正月三日

京都へ御者教如様御迎ニ被為成

仮御堂へ御入り勤行有之今御安置ノ

御真影是也成安大僧都在京中為

御愛心御妻子五番御料理御居間ニ

ヲヒテ御相伴頂戴神妙ニ守リ中上京ノ

段御荷況ノ由御恩ノ御意ノ上紅ハ藤金御紋

五條白精野素綿并頭石糸綱五條被致

着用 御室へ出仕御暇申上ひ節

御対頭有之道中為路用金子百両被下

置但シ折紙ニテ頂戴金子ハ下間氏ヨリ被渡

一慶長七年 椅現様當寺宝物被成

御黙寶度旨荷德院へ 上意仍テ

祖師御木像成然上人并成善法師へ御付属

ノ品々 御代々善知識ヨリ頂戴ノ御筆等并

成然上人真跡備 台覽の所御感ノ上

佛會利塔 祖師聖人御通抓集

唯信抄御消息御授与ノ御姿同

御珠數 覚如上人御筆□云抄成然上人

遺文同上人書字唯信抄文意右數龜ノ

御匣御寄附為御放錢鳥目百貫文

御紋付七條頂戴別テ成然上人遺文ハ

本寺へ可被差遣並開山聖人木像御影ノ

來由ニ亦ヘハ諸人ノ見コトヲ可停止ト

上意仍テ他人拜見堅禁セノナリ右備
台覽御骨ハ并扣ムナリ其後毎度

御日見ヘノ節モ尊華ノ御歌杯其外

種々拜領在之

荷德院并予上京ノ毎度 教如様

御居間ニテ御対顔御料理等被下置

御懸ノ御意有之

一荷德院大僧都右ノ品々網カニ記シ被置ル

所ニ慶安三年三月三日火災テテ焼失ス

然ニ愚老幼年ヨリ見覧へ荷德院唯ノ

通覧タル事亦子カ記置タル事ヨリ

見集メ右ノ極荒増書記スモノナリ

一三村ノ掛所ハ成然上人草創ノ地ニテ妙安寺

領ト号シ往古ヨリ除地ナリ然所

大猷院様御代先住荷德院成空

祖師御自作御影 椅現様上意ニ

ヨリテ 御本山へ差上ル由緒ヲ段々及

言上右ノ除地ヲ 御朱印ニ被成下ひ様ニ

相願い所被聞召上慶安元年八月

十七日高治石井寺中 御朱印ニ被成ト

頂戴右ノ額酒井雅葉頭殿殊ノ外御取持ナリ

一当門様 先門様御同前ニ御懸成

下毎度上京ノ節御居間ニテ御対顔

毎日御伽ニモ罷出御茶杯度々頂戴ス

御直筆御消息被下置其外數品拝領

種々豫有義トモナリ

一酒井河内守殿御影へ所替其跡川越ヲ

御舍弟酒井滿後守殿被成津領城主ト

ナル河内守殿道去ノ後御母公備後守殿

河越へ被成御引取河越ニテ遁去ナリ

一右ニ記ス本多刑部左衛門先祖三河居住ノ

時同國中ノ郷淨妙寺ノ一類ニテ門徒ナリ

然所河越以来当守ノ門徒トナリ親父

刑部左衛門ハ當院ニテ葬送コレアリ法名

風残今ノ刑部左衛門中ノ郷淨妙寺ハ先祖

ヨリノ且那守其上一類ユヘ新発意

始宗ヲ廻橋ヘ呼一寺ヲ致建立此門徒ニ

成リ申度旨子ヘ段々被願ひヨリテ勝手ニ

可被致旨令許容者也

右年老ノ積ル經營ニ後ノ世ノ形

見ニモナラント扶老顎記之ヲハリス

于時万治二己亥曆三月十有八日

妙安寺閑居最頂院成賢院家

七十四歳

御長丈尺七寸

木像御影様 御横三尺六寸 カ子サシ

御木版 前後右尺八寸五分

一少々アオムキマンスニヨリ御後ニテ老丈程

前之方段々薄ギ板ヲ御身ナカハマテ敷奉

御安置也御座ノ下タハ張テハ無之明テ

被為在御珠數ハ半袋東絹房御珠數

御歌板共上ル玉ハ水晶紫霞

御追中木曾路御登り

御本山御堂御遷座供養会正月廿四日

(2) 一谷山尼院妙安寺縁起上

夫基成然上人の俗姓は藤原氏大綱冠

鎌足公五代の孫從一位右大臣三守公

十一世の後胤中務少輔從四位上良賀朝臣の子

從三位幸実卿小笠原子なり先実の謹に

よりて承元四年承元四年勅勅を蒙り

下總国幸鳥郡幸鳥郡一の谷といふ所へ配流せらる

その頃祖師親鸞聖人辺鄙の衆生を

化導したまはんかために越後國より

常陸國に越後間郡稻田郷におるて

専修の要法を弘め給ひ愚鈍の凡夫を

導き化益さかんにまします幸実卿は

聖人の御親類たるにより法難を蒙ひ

福田へ參り禱したまふに 聖人も喜び給ひ

暫く互に話りまししくて御縁み深かりき

それより時々參会したまひ 聖人の

教化を聽聞し號嘗の涙に咽ひ

ふかく信し在す爰に幸実卿申上られ

けるやうは子勤勵の身既に宿善

到来して他力の信心銷解の上なれば

實くは別髪染衣の身となり師教を

一切の衆生に勸てもろともに淨土の

往生を遂んと懇望しきりなり 聰人

諳するにあはす願に応し付弟と

なしたまひ法号をを成然と授け給ふ

ときに建保三年夏上旬第五日なり

聖人自ら光量壽仏の尊像を図書し

給ひ伝來の仏舍利 潤空上人より

授手の御袈裟念珠等を与へたまふ

専ら本願を仰き恩顔を恭みそれより

稻田におけるて常隨眼近したまふこれ

関東二十四輩第六の御弟子なり

建保六年成然上人 勉免を蒙る

しかれとも辻土の群生に法流を弘めんか

ためにこの由を公聞なを在國し給ひ

横超安樂の要路を示し給ふに人ことくく

これに帰依するものなり

成然上人の嫡子豐寿丸幼年にして
開基配流の勅同時に下向し 祖師

教訓を受け信心者となり承久三年(1201)歿

頤によりて 祖師の御弟子となれり

法名を成専と受けたまひ真筆の

名号等を付属し給ふ

貞応二年 祖師聖人へ成然上人聖徳太子の

真影を因縁し給はんことを願ふ左右なく

これを付属したまふ又寛善二歳 祖師

唯信鈔を書写し授与し給ふ此書は聖覲

法印の製作にして 祖師一味の安心の

奥義爰に抵在せり

成然上人講筵におけるて自の影を因書し

成専法師へ譲与し給ふ 祖師聖人是を

御覧し称嘆在し真筆をも成然法師と

銘を書し与へたまふ誠に本懐のこと

なりかし

祖師聖人常陸國より相模國へ移給ひ

岡府津におけるて法流弘興ましくけり

成然上人供奉したまひ御相伝の

宗義を弘め給ふしかあれば 祖師聖人

辻土遠境の有情を普く化益したまひ

貞永元年六十歳にして御帰治の歿

成然上人へ貴房は関東に止り辻土の

衆生を化益し給へとのたまふ成然上人

御別を悲み供奉し申さん事を願ふ

聖人の仰に我京に帰りなは誰の人が

ありて我行化を助けんや貴房関東に

とゞまり念仏を弘通せられよとのたまふ

成然上人答給ふは不肖の我身にかゝる

仰を蒙ること本機なれども年月

暫も離す御給仕申し今度都までの

御供まいらせぬこと御残多候へとも熟止

かたく継仰にしたかふへしと申し上られければ

聖人も喜びたまひ殊に親族なれば

形見をまいらずへしと自ら 御寿像を

彫刻在し付属したまひ我に常に

対面の思をなし坊舎を建立し教法を

弘むべきよしをのたまふ亦九十字の

名号を書し遙拂集等その外御所持の

數品を譲与したまひ妙安寺と賜り

上洛ましくき仰觀恩海の深く徳山の

高きことを

成然上人稻田に帰り靈場を尋ね

給ふ貞永元季晚冬五日の夜聖徳太子

夢想の告にのたまはく下總国三村太子堂

最頂院は成然有縁の精舍なり彼に

坊舎を建立すへし法流釋教なる

へしと靈夢を懸す件の寺

三村太子堂最頂院は

聖徳太子草創し給ふ靈場天台宗にして

大堂伽藍の仏閣なり嗚呼年うつり事たり

諸堂は朝露のために零落し仏像は暮雨の

ために光を懸したたらに聖跡の名を

のこすといへども更に絶縁の人なかりしに

成然上人告に応し彼靈跡に到り給ひ

旧基を補ひ天福元

已故

妙安寺と号し御寿像を

起立し最頂院妙安寺と号す

崇め專修専念の旨を一切の有情に

教化したまふに貴賤群集し帰依

渴仰せるものなり從來この精舍に

皇太子御自作の尊像而已炳焉たり

成然上人傍にこの影像を安すもつとも

崇危したまひき

成然上人三村に坊舎を起立したまへとも

此地は往古より水なき地なりこれを

嘆きたまふに文慶元年十月七日の夜
皇太子夢想にのたまはく境内の傍に清水の
流を与ふ水く絶ることあるへからすと
成然上人へ告たまふ未明にいたりて

見給ふに其夜清水涌出流となり

今に旱魃にも絶ことなしそれより此
地に水出るなり

或時は 祖師聖人洛陽より開基上人へ懷き

余りの御消息を聽ふ其中に東闇の同行へ
御化導の誠もまします人を教と傳さるは
能化知識の日用なれば木の世に生たる

群朋なれどもその御教化を蒙らすと

いふことなし

寛元二稔成然上人三村におゐて三七日の

説法ありすなばち 祖師聖人御相伝

一流の肝要妙記超世の本願五乘齊入

羅士得生の他力信心の旨趣を示し給ふに

繩業老少歩みを運んでその教を仰き

化益さかんなり境内の傍に聖徳太子禮堂

たまふ松あり第七日に當りて彼松の

辺りを成然上人通り給ふに其古木に

太子影向ましまくして成然上人へ告給はく

今動るところ仏意に謙ぶかゆへにこの

信を感じ来て告るなりとのたまふ成然上人

隨喜感嘆したなこゝろをあはせひさま

つきて礼をなし給ひきそれより尊容

西の空に隠れ給ふ仲春中旬第二日なり

これにより影向の松と名け今にあり

成然上人師の御事候く正泰二暮三月

上洛し 祖師聖人へ謁し歡悦し給ふ老翁の

入洛不思議のいたりなりと 祖師も喜び

たまふ同年八月下向の頃 元祖聖人より

祖師聖人へ御付属の自書の御影を 祖師より

開基上人へ授与したまへり又 祖師と開基と

連座の御影を図書し与へ給ふ成然上人

欣喜の中に別情の悲嘆ありといへとも

坂東の群生を化益の素懐ありて
下向したまふと云。

弘長元年の冬成然上人へ成專法師法流を
退代に伝るために御弟方契の由来を書し
自の寿像を彫刻し給はらんことを懇望す
望に心し同三年初春十二日形見に是を
譲りたまひけり

成然上人文永二年歿清秋中旬第九日より
異例まします同廿五日春秋八十八歳にして
仏恩師恩の広大なることをたまひ

称名念佛とともに往生の素懐を述

たまふ在世の昔し教化を受し門業別を
惜み悲嘆せずといふ事なししかあれば
野外に送りて葬し尤常の禮となし
たてまつる凡一代の德行多しといへとも
是を略しおはりぬ

(整理番号 一五五〇)

(3)

一 谷山最頂院妙安寺縁起下
第二世成専法師相承し真宗を弘道
せしに信頼の族甚多し第四世成海法師

当職の延正慶元年 常寂上人當寺へ
御入 祖禪聖人御寿像拜礼ましく
隨喜の余り御寿像を厚し彫刻し給ひ

成海法師へ授与し給ふ又当寺最頂院と
号するによりて山号一谷山と名けたまふ
成海法師歎奇し末派に属しけり誠に
是奥隆仏法といひつへしと

天正十八載(1590)酒井雅楽頭殿先祖

河内守殿(三河国西尾より武藏國川越へ)

所替りこれあり河内守殿御母堂淨土真宗

たるによりて当守安置 開山聖人の

御寿像信仰あり河内守殿にも格別の

山緒古跡なりと称美し給ひ同年当寺を

三村より河越へ詣待あり仍当寺十五世

荷徳院成京大僧都 祖師聖人木像の

真影川越へ移し坊舎を建立し安置し

たてまつる河内守殿御母堂その外家中

一流の人々は皆当寺の門徒となり

御影前へ詣して御恩を歎ふもの貴賤群集す

しかふして十二、三の星霜を経たり

武藏國河越の昌裏に阿弥陀堂あり

本尊忠心僧都の御作八幡太郎源義家

念持仏なりすなはち所の諸人中伝ふ

守護の僧(名前)と淨土宗なりしかるに

文禄二年(1593)初夏上旬第八日より彼

本尊毎夜夢にもあらずつゝにもあらて

妙安寺へ致りたきと告命します

仍奇異の思ひをなす爰に河内守殿家臣

川合右馬といふ人あり第六日にあたりて彼へ

参り事の由を語る右馬のいはく不思議

なるかな妙安寺へ移ししかるへしと当寺へ

來り件の由を語る當寺にても奇異の

思ひをなし河内守殿へ伺ふに奇瑞の事

遙座あるへしとのたまふそれより件の告命

やみぬときには同廿有七日なりこれによりて

端下口当寺へ差座す成空法印有縁の
靈仏なれは當寺の本尊に安置せんことを
教如上人へ伺ふに御感まししくて靈像の事
本尊に安置すべきよし命を要り御印書を
賜ふ同年晚夏下旬第七日當寺本堂の
本尊に安す三村以米安置の本尊
尤量寿仏は祖師聖人國画し給ひ成然上人へ
御付属の尊形宝匣に納めたてまつる
本尊の奇特仰て信敬してまつるへし
慶長六年季酒井河内守殿武藏国川より
上野國厨橋今井町へ所居これあり仍當寺を
群馬郡厩橋へ移し給ふ 祖師聖人自作の
御寿像その外數龕の寶移し奉り
成空院家仏閣を建立し御寿像を
安才道俗男女あまねく報謝の信を
抽て御影前へ歩みをはこんて御恩を薫ふ
もの日夜朝暮絶ことなし三村の旧地は前橋
妙安寺掛所なり
當照神君 本願寺教如上人御取立につき
教如上人かねて御所望あり成空大僧都
是を承るしかふして後 東照宮より
いよ／＼差遣すべき由當寺へ 上意の趣
本多佐渡守殿御奉書御紋付御幕等
拝領し御紋を賜り自今勝手に依用ある
べきの尊命を蒙る 上使本多藤左衛門殿
慶長七年二月十九日當寺へ來臨す 教如上人
當寺へ御寿像御所望の數龕御印書等

數通贈り給ふこれによりて成空法印守り
たてまつり慶長八年秋上關上旬第三日
京着まし／＼き今現に京都 本山御堂
御安置の御寿像これなり 教如上人
最も称揚し給ひ其寺永く疎略あるべ
からざるの真筆を降し給ひ自ら御着用の
御袈裟等成空法印へ与へ給ふ右 御寿像
御替として蓮如上人國画し給ふ 本山御伝米の
祖師聖人等身御影御裏慶長五年
二月一日 教如上人真筆を榮たまひ是を
授与し給ふ今既り前橋御影室に
安置したてまつる御影これなり
當寺は格別の由緒古跡たるにより
御堂向 御木山の通許容し給はらんことを
宣如上人へ當寺十六世最頂院成賢院家
願望したてまつる願に応し免許し給ふ
その旨御印書を賜はる
宣如上人當寺寶物拜覽しますその御
祖師聖人御寿像並に等身御影蓮如上人
真筆を降し給はらんことを成空院家願望す
左右なく真筆を榮給ふ其文にのたまはく
本願寺親愛聖人等身御影蓮如上人
所圖書伝米御影也於是上野國群馬郡
厩橋妙安寺安置 聖人自作御寿像
教如上人依望妙安寺先住积成空慶長
八歳奉之則安置影堂往時慶長五膳
為其普右以御影教如上人授与积成空
如今妙安寺積成賢住望書之添于御影

者也寛永第十一庚辰暮春十五日大谷

妙安寺院室成誓（花押）

（整理番号）一五五（一）

本願寺祖宣如^{御名}と書したまひ等身

御影に添ましくけり

三村の出所は往古より除地たりしかる

ところ 将軍源家光公御治世に昔嘗

東照宮尊命ましゝて 祖師御肖像

本山へ奉する出諸を成観院家言上し除地を

尊印に賜はらんことを願ふ恭も 源君の高聴に

達し高拾石を寄付し給ひ并に寺中竹木等

当寺永楽たるべきの旨慶安元年

八月十七日御朱印を賜りけり

伏惟は成空大僧都河越前橋と移住せる事

往昔の因縁あからざるゆへと覚ゆるなりされは

成然上人の往生は数百年を送るといへとも遺跡

いよく盛なり清秋廿五日は往生の止忌として

報謝の勤行毎年の旧例たり貴賤老若詣

集し三村の門徒も例年歩みを運んで影前へ

詣し尊重恭敬するものなりしかれは當山

草創以降來應多し記すに遡あらずすなはち

要を採て省略するところなり

（4）成然上人消息（写）

承元四歳ノ秋予所以アリテ

勤勵ヲ蒙リ下義國一ノ谷ニ配流

セラル其頭親鸞聖人常陸國稻田ニ

ライテ化益サカソニマシマスコトワキ、

親族タルニヨリテ稻田ヘ参り対面

申スニ聖人モヨロコヒタマヒナフカシキヨシワ

ノタマフソレヨリ時々參会シ開法

随喜ス 勉勵ノ身宿善ノモヨラス

トコロ他力ノ信心領解ノウヘナレハ

剃髪染衣ノ身トナリ師教ヲ一切ノ

衆生ニスヽメテモロトモニ報土ノ往生ヲ

トケゾコトヲカフ聖人子カヒニ庇シ

付第トナシタマフ法名ヲ成然トタマ

ハルトキニ建保二年首夏上旬第五日

ナリ聖人亦陀ノ尊像ヲ因画シ

云来ノ仏舍利源空聖人ヨリ授子ノ

袈裟念珠等ヲサツケタマフソレヨリ

當隨眠近ス同六年 勅免アリ

シカトモ辻七ノ群生ニ法流ヲヒロメンカ

タメニコノヨシヲ奏聞シナフ在國ス

貞心二總聖德太子ノ像ヲ因画シ

タマハランコトヲ我師ヘ子カフ左右ナク

己ヲ付属シタマフマタ寛吾二載

右欲頤於由米畫之體殊味島勝
汗顏乎雖然子從 朝裏上人血脈
相承十八世裔也因歷代之舊筆
端口決綴理語庶幾伝遠代而已

于時承応二年歲仲秋十日謹書畢

境ノ衆生ヲアマニク化導シタマヒ貞水

元年帰洛ノ勅賛房ハ闕東

逃ニ隠リ事去テ雨露ノタメニ

諸堂ハ零落シ仏像ハ光ヲ顯ス

コ、ニ告ニ応シ此靈場ニイタリ旧

ト、マリ邊鄙ノ衆生ヲ化益シ

基ヲ補ヒ天福元年妙安寺ヲ

サンコトライ子カフ師ノ仰ニ我京ヘカヘリ

ナハ誰ノ人カ子カ行化ヲタスケンヤ

子カハクハ貴房闕東ニト、マリ念仏ヲ

子正嘉二歳三月入洛シ闕ニ謁シ

歎悦ス老翁ノ入洛不思議ノイタリ

ナリト書ヒタマフ同年八月下旬ノ

ミキリ源空聖人ヨリ師ヘ付属ノ

自画ノ像ヲ師ヨリ授与シタマヘリ

又師ト子ト達座ノ像ヲ自ラ図

画シ騰ル隨喜感嘆シ下向ス別情ノ

悲歎アリトイヘトモ坂東ノ群生ヲ

化益ノ素懷アリ師教多

ナレトモ書スルニ遠アラス需ニ応シ

略シテ記ヲハリス

申ケレハ御モ喜ヒタマフ殊ニ親族

ナレハ形見ヲマイラスヘシトテ壽保ヲ

都マテノ御供マイラセヌコト御残多候

ヘトモ歎止カタク候仰ニシタカフヘシト

名号ヲ書シ選撰集等其外所

持ノ数品授与シタマヒ子ニ妙安寺ト

タマハリ上洛マシニキシカフシテ稻田ニ

オイテ靈場ヲタフヌルニ同應晚冬

五口ノ夜聖德太子夢想ノ告ニノタ

マハタ下総国三村太子堂嚴頂院ハ

成然有緣ノ地ナリカシヨニ坊舍ワ

建立スヘシ法流繁榮ナラント靈

夢ヲ感ス最頂院ハ台家ニシテ

推古天皇ノ勅願所鎮護國家ノ

タメニ聖德太子草創シタマフ靈場

七室御籬ノ仏閣ナリ鳴呼年月

成專房

弘長二歳初春中旬第一日 成然 (花押)

(整理番号)

一六一)

(三)

古文書の記載は原則として、旧漢字は新漢字に直し、変体がなも一部を除いてかなに改めた。変体がそのまま残したものには活字の大きさを落して区別した。

を	る	ぬ	り	ち	と	は	に	は	ろ
遠	留	奴	利	知	登	保	仁	波	呂
越	累	怒	里	千	東	本奉	尔兒	著	路露
乎	流	努	李	地	斗	弊	耳	半盤	樓
尾	類		梨	遲			た		か
う	む	ら	な	ね	つ	れ	太	よ	加
字	宇有	良	奈	称	川都	禮	多	与餘夜	可閑
有	雲	羅	那	年子	楚	禮	堂		家
豪	雲	落	建		連	連			の
あ	て	え	こ	ふ	け	や	久	お	乃能農
安	天寧傳	衣要江盈	己古故許	不布婦	計个看道	也夜耶屋	具供九	於謳	農
阿									起
愛									貴
ん	す	せ	も	ひ	ゑ	み	ゆ	幾支	為井遺
无	寸春須數	世勞	毛裘母茂	比口悲飛	惠爾慧	美見三身	由游遊		

三、昭和五十三年度埋蔵文化財発掘調査概報

1 芳賀東部団地遺跡

一、所在地 前橋市小坂子町八王寺九〇三番地 一三三筆
二、調査年月日 昭和五十三年五月八日～昭和五十四年二月二十八日
三、土地所有者 前橋工業団地造成組合
四、発掘調査の概要 管理者 清水一郎

本年度が第二年次となる総統調査であり、発掘調査は係員を増員した新体制のもとに実施された。その結果、六・五畝を調査し、二六六

(+) の遺構を確認し調査上

繩文時代 壓穴住居跡一二（前期） ピット四二 配石遺構一
古墳・奈良・平安時代 壓穴住居跡八三 据立柱建築遺構二六
製鍛跡一 溝四 ピット九 大ピット三

戦国時代 城館跡（堀八 井戸一〇）二
江戸時代 墓塚七四

通鑑

繩文時代・土器・石器・ハン箱四角
古墳・奈良・平安時代・土器・鉄製

戰國時代 陶磁器破片・木製品 若干

江戸時代 貨幣 教科書

イ 繩文時代

堅穴住居跡一二戸を台地のへり部分で発見し、完掘した。これ

らはいずれも前期（約六〇〇〇年前）に属するものであるが、住吉講造と出土遺物ニ兼異が認められ、編年資料として貴重なもの

卷之三

（二）遺構・遺物の概要

不細文時代

堅穴住居跡——戸を台地のへり部分で発見し、完振した。これらはいずれも前期（約六〇〇〇年前）に属するものであるが、生

居構造と出土遺物に差異が認められ、編年資料として貴重なもの

江戸時代 貨幣

遺構・遺物の概要

伊繩文時代

らはいずれも前期（約六〇〇〇年前）に属するものであるが、住

居構造と出土遺物に差異が認められ、編年資料として貴重なもの

である。遺物は早期・前期・後期に属するものが発見されたが、

中心は前期に属する土器・打製石器である。特に、早期はじめの
撫奈文系土器や、前期に属すると思われる块状耳飾・磨製小型石
斧・獸面把手等が本遺跡における新発見であり注目される。ま
た、完形土器のなかには、分布の中心が長野県方面に認められる
ものもあり、興味深い。

四 古墳・奈良・平安時代

本遺跡では土師器を伴出する遺構が多く発見された。その内、
堅穴住居跡の分布をみると、遺跡地内の低位には古墳時代に属す
るもののが、高位には平安時代のものがみられる。これは住居の占
地の問題をはじめ、村落の変遷を知る上で重要な資料と思われ
る。また、すべてが同一時期に建っていたとは考えられないが、
法則をもって建てられた二間×三間を中心とする掘立柱建築遺構
が列をなして発見された。これは、奈良・平安時代の行政区画で
ある郡あるいは都の中心的位置や行政区画名と区域等を推定する
上で貴重な発見である。

五 戰国時代

中世城館の発掘調査例は全国的に少ない。今回の調査で、南に
向う丘陵の南端に堀と井戸を検出し、中世城館構造の一部が確認
できた。出土遺物には、木製品をはじめ、陶器破片（青磁・天
日茶碗）、板磚片、五輪塔基部、石臼等がある。これら出土遺物
からして、中世も戦国時代の城館と推定される。

六 江戸時代

中世城館跡に、七四ヶの墓葬が発見された。寛永通宝を副葬し
たものもあり、この地は江戸時代墓域であったことが考えられ
る。

2 山王庵寺跡第五次調査

一、所在地 前橋市總社町總社昌榮寺廻り

二、調査年月日 昭和五十三年七月十日～八月二十五日

三、発掘場所 前橋市總社町總社二四三四、二四三六、二四三九

四、発掘調査結果の概要

（一）遺構・遺物の数量

イ 遺構数

掘立柱建築遺構 七（内三は不明確）

堅穴住居跡 一三

溝状遺構 二

井戸跡 二

ロ 遺物量

瓦を主として土器・須恵器・陶器・鉄製品等合わせてプラス
チック製パン箱約七〇箱分

（二）遺構・遺物の概要

第四次調査において、塔礎の北約一二〇m付近に東西に桟をとる掘
立柱建築遺構を検出し、その規模・位置等から「僧房」ないし「食堂」
と推定した。本年度はこの掘立柱建築遺構の東側に隣接する畠地を発掘
調査し、付近の遺構の存在を確認することをねらいとした。また、第四
次調査で建物の規模を明確にとらえられなかつたため、合わせて今回の
調査でその確認を行なっている。

掘立柱建築遺構一（掘立柱）

第四次調査の際確認されていた建築遺構である。東西に棟（梁行方位
N～、五度～W）をとり、桁行九間（二・四・四）梁行三間（六・一・五）
の規模を持つ。今回の調査で、東端の梁行柱列が発見された。また、東
端より西側三間めには間仕切と見られる柱穴列が検出されたが、なお今
後に問題を残している。一方、前回の調査の際、桁行柱列の南側および

北側外方に並列する柱穴の存在することが確認されていたが、今回の調査でもそれは再確認された。このことより、建物の南面、北面には底の付いていたことが推定される。

掘立柱建築遺構Ⅲ（掘立Ⅲ）

掘立Ⅰの東方約一〇㍍の所に位置する。桁行三間（五・二・五㍍）梁行三間（五・一・五㍍）の總柱の建築遺構である。梁行の方位は磁北より約一六度西にふれる。

掘立柱建築遺構Ⅲ（掘立Ⅲ）

掘立Ⅱの東方約七㍍の間隔をあけて並列する。桁行三間（五・二・五㍍）梁行三間（五・二・五㍍）の總柱の建築遺構である。梁行の方位は磁北より約三四度西にふれる。掘立Ⅲと重複しており、それに先行する。

掘立柱建築遺構Ⅳ（掘立Ⅳ）

掘立Ⅲの南側に接するもので、掘立Ⅲに先行する。柱穴三個のみのため全貌は把握し得ないが、桁行（東西）一間（一・七㍍）梁行（南北）一間（一・四五㍍）以上の規模を持つと考えられる。梁行の方位は磁北より約一七度西にふれる。

掘立柱建築遺構Ⅴ（掘立Ⅴ）

掘立Ⅲの東方約七㍍の間隔をあけ並列し、掘立Ⅲと重複する。桁行三間（五・一・五㍍）梁行三間（五・二・五㍍）以上の側柱の建築遺構である。梁行の方位は磁北より約一七度西にふれる。

堅穴住居跡

一三軒の堅穴住居跡が発見された。その内七軒は掘立柱建築遺構と復しておらず、一・二号・一・二号住居跡は掘立Ⅰの廢棄後に、一五号・二一号住居跡は掘立Ⅲ・IVの廢棄後に構築している。これらはいずれも平安時代の住居跡と見られ、掘立柱建築遺構の変遷を知る上で貴重な資料を提供している。

井戸跡

掘立Ⅱの北方に接して一基、南端に重複して一基の計、二基が発見され

た。いずれも素掘りでラツバ状に口の開く井戸である。井戸の中にはB盤後に造られたものである。

遺物の概要

瓦を主とするが、土師器・須恵器・鉄製品等も出土している。これらの大半が二次堆積土層中より出土しているが、中には掘立柱建築遺構の柱穴底出土の平瓦、堅穴住居跡床面上出土の土師器等遺構と直接関連付けられるものもある。軒瓦には、素弁・複弁の軒丸瓦、三重弧文・四重弧文の軒平瓦等がある。しかし、これらはいずれも小破片であり、掘立柱建築遺構に伴うものとしては認められない。土器類では、土師器甕・壺・須恵器壺等が多いが、三彩・绿釉・灰釉陶器等の破片が出土している。この他、「酒」の字を刻した銅印等があり注目される。

（三）まとめ

「僧房」ないし「食堂」と推定された掘立Ⅰは、南面・北面に底を付け、桁行九間梁行三間の規模を持つと考えられる。一方、掘立Ⅰの東方に検出された四棟の内、掘立Ⅲ・IVは總柱の建築遺構であり、その形態から「合」としての性格を持つ建物と推定される。また、掘立Ⅳは側柱の建築遺構とみられる。これらは、梁行の方向等近似しており同一のグループとしてとらえられる。しかし、これらと掘立Ⅰの方位とを比較した場合、方位に二五度前後のずれがあり、別個のものとして考える必要が生じてきた。すなわち、今年度の調査では掘立Ⅰの周囲には同一時期の建築遺構は存在せず、むしろ時期を離れて推定寺域北辺部に、それとは性格の異なる建築遺構群の存在することが明らかとなり、山王庵跡の変遷を知る上で、新たな貴重な資料が得られたのである。

宝物類		整理番号	標題	年次	備考
一	二	三	四	五	六
七	八	九	一〇	一一	一二
一三	一四	一五	一六	一七	一八
一九	二〇	二一	二二	二三	二四
二五	二六	二七	二八	二九	二一〇
二二一	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六
の二	の二	の二	の二	の二	の二
角 来 鎌	角 タ 鎌	角 タ 鎌	角 タ 鎌	角 タ 鎌	角 タ 鎌
柄付 鉤	柄付 鉤	柄付 鉤	柄付 鉤	柄付 鉤	柄付 鉤
彷 彿 鏡	彷 彿 鏡	彷 彌 鏡	彷 彌 鏡	彷 彌 鏡	彷 彌 鏡
金精ならびに密雲 勾玉(大小計2個)	金精ならびに密雲 勾玉(大小計2個)	金精ならびに密雲 勾玉(大小計2個)	金精ならびに密雲 勾玉(大小計2個)	金精ならびに密雲 勾玉(大小計2個)	金精ならびに密雲 勾玉(大小計2個)
石製模造品	石製模造品	石製模造品	石製模造品	石製模造品	石製模造品
鐵鍛ならびに石鑄 傳 珠	鐵鍛ならびに石鑄 傳 珠	鐵鍛ならびに石鑄 傳 珠	鐵鍛ならびに石鑄 傳 珠	鐵鍛ならびに石鑄 傳 珠	鐵鍛ならびに石鑄 傳 珠
捨 の 槌	捨 の 槌	捨 の 槌	捨 の 槌	捨 の 槌	捨 の 槌
納 音 利 画	納 音 利 画	納 音 利 画	納 音 利 画	納 音 利 画	納 音 利 画
聖 天 像	聖 天 像	聖 天 像	聖 天 像	聖 天 像	聖 天 像
聖 仏 阿 弥 陀 像	聖 仏 阿 弥 陀 像	聖 仏 阿 弥 陀 像	聖 仏 阿 弥 陀 像	聖 仏 阿 弥 陀 像	聖 仏 阿 弥 陀 像
七 藏 な ら び に 手 づ く ね 十 器	七 藏 な ら び に 手 づ く ね 十 器	七 藏 な ら び に 手 づ く ね 十 器	七 藏 な ら び に 手 づ く ね 十 器	七 藏 な ら び に 手 づ く ね 十 器	七 藏 な ら び に 手 づ く ね 十 器
漆 波 羅 正	漆 波 羅 正	漆 波 羅 正	漆 波 羅 正	漆 波 羅 正	漆 波 羅 正
漆 波 羅 正	漆 波 羅 正	漆 波 羅 正	漆 波 羅 正	漆 波 羅 正	漆 波 羅 正
明治 十年	亨德二 季癸	漆 波 羅 正	銘「天下一」 銘「藤原光長」	銘「天下一」 銘「藤原光長」	銘「天下一」 銘「藤原光長」

後常院佐今利奉納額

天満宮額

正一位 赤城太神宮額

正一位 二宮大明神額

岡部天満宮額

八柱社額

正一位 八王寺太神宮額

若宮八幡宮額

八幡宮額

御札版木

三〇

三一

三二

三三

三四

三五

三六

三七

三八

三九

四〇

四一

四二

四三

板覧

碑

延文二年四月日

正保元年中牟
三月墨の色があせ、
内容不明文龜三年
一月九日

明和二年春

宝曆十二年

明治三十一年十月

銘「文龜三年正月九日真重同昌賛」
「肇心成功」

四四 四五 四六 四七 四八 四九 四〇 五一 五〇 五二 五三 の 1 の 2 の 3

板 碗(破片)
タタタ
(タタタ)
(タタタ)

御神体衣裳
神輿取箱蓋裏書

木製彩色鬼面
木製彩色龍頭

大漆多色龍頭
木製彩色鳩

絞 緞
タタタ

太製なぎなた

赤誠(二宮鰐鉾御正体)
(本刀一。御幣二)

赤生簾・小型広口壺舟に高环胸部

額 額
タタタ

土製長筒
タタタ

有柄川宮御染筆御神弓

扶桑略記十五冊・元亨私書十五冊

元亨元

年十一月日

明和
九年
九月吉日

八幡宮十五夜祭の行事に使用

タタタ

整理番号	無量寿寺	標	題	年	次	備	考
六五四三二一	千手觀音立像 地藏菩薩立像 聖觀音立像 十一面觀音立像 阿彌陀三尊像 與教大師座像	内陣天井画(天女一面、龍一面)	千手觀音座像	永代記	棟 梁 標 国 札	整理番号	無量寿寺

整理番号	慈照院	標	題	年	次	備	考
五四三二一	二宮神社供木願下渡し 二宮神社供木下渡願 二宮神社雨覆普請日記帳 拝殿設計圖 二宮神社祭礼無尽帳	元文 宝 十五年正月廿九日 中曆九月廿九日 古曆	内陣天井画(天女一面、龍一面)	千手觀音座像	永代記	整理番号	慈照院

明和五年五月	前沢藤十郎
文政八年	玉六
昭和三十年九月	歲谷
	院田

七 八 九 一〇 一 二 三 五 一六 一四 一七 一八

弘法大師座像
地藏菩薩立像
不動明王座像
觀音如來座像
弘法大師座像
聖觀音立像
釋迦牟尼佛立像
虛空藏菩薩立像
阿彌陀佛座像
地藏菩薩立像
文殊菩薩立像
普賢菩薩立像

前橋市文化財調査委員会

前橋市教育委員会
社会教育課文化財保護係

主事	池田茂則	課長	藤沢守夫	主任	福田紀雄	主事	江原清
主事	中村富夫	係長	相沢貞順	主事	唐沢敏弘	主事	井野誠一
主事補	川崎	副主事	飯塚	副主事	野瀬	副主事	始誠

(議長) 山田武磨
(委員) 松田徳松
中沢右吾
丸山知良
松島栄治

昭和53年度

文化財調査報告書 第9集

印 刷 昭和54年3月25日

発 行 昭和54年3月30日

発行所 前橋市千代田町一丁目8-8
前橋市教育委員会事務局
社会教育課（電話32-6538番）

印刷所 前橋市大手町三丁目6-11
有限会社 原田印刷所
電話31-2665番